

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告  
下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年8月15日 水戸地方法務局常陸太田支局

登記官 戸部 泰宏

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
0502-2025-0004	常陸大宮市野口字細内 3667-1